平成２２年（フ）第９５号
山形県酒田市中央東町２番14号、前住所山形県酒田市栄町13番12号
債務者　佐藤百合子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４２８号
群馬県伊勢崎市三室町5947番地42
債務者　有賀智恵子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５４０号
群馬県伊勢崎市田部井町２丁目685番地10
債務者　千明真由美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５３号
群馬県前橋市下細井町169番地３
債務者　瀬沼　信博
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５４号
群馬県前橋市下細井町169番地３
債務者　瀬沼　福江（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５５号
群馬県前橋市下細井町169番地３
債務者　瀬沼久実子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５７号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2123番地８
債務者　鹿沼　　勇
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
群馬県高崎市井出町202番地
債務者　福田　　泉
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４３号
群馬県高崎市上小塙町724番地１　ローズハイツ202号
債務者　ｇａｄｇｅｔこと　清水　久和
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４８号
群馬県藤岡市藤岡342番地24
債務者　笠越　　昭
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５６号
群馬県高崎市鼻高町47番地１　県住Ｆ棟1905号
債務者　新海けい子（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５６９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4688番地１　ヨシダハイツ204
債務者　中田　幸絵
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８０号
さいたま市南区別所２丁目36番８号　コーポ幸蓮Ⅱ102
債務者　丸山　　亘
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８２号
埼玉県川口市上青木２丁目７番22号　シャトレヤマノＡ205号
債務者　山田　晴美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
埼玉県越谷市大字袋山1531番地22
債務者　田尻　好子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
栃木県宇都宮市泉が丘２丁目２番50号　メトロポール山中202号
債務者　小野　　恩
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８８号
栃木県さくら市穂積595番地、住民票上の住所栃木県大田原市加治屋83番地602
債務者　星野　哲朗
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係